



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 中央経済社  
代表者 代表取締役社長 山本時男  
(JASDAQ・コード 9476)  
問合わせ先  
役職・氏名 社長室部長 津原 均  
電話 03-3293-3371

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

平成 18 年 5 月の定例取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について下記の通り決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 企業統治の基本方針

出版を通じて社会活動に参画し、その発展に貢献するため、当社の行動は社会規範に沿ったものでなければなりません。したがって、社会規範に則った経営意思決定や執行・監督に係わる組織管理体制を企業統治の基盤として確立し、ステークホルダーの信頼に依っていくため、以下の内部統制システムを構築してまいります。

#### 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成・保存・廃棄に関する文書管理規程を策定する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 危機管理に関する規程の整備を行う。
- イ. 取締役会・経営会議の参加者は、事業リスクの状況に変化があった場合は、速やかに報告しなければならない。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会・経営会議において、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役はそれに従って職務を執行する。

- イ. 取締役の業績への責任を明確にする。
5. 取締役及び使用人の職務の執行が法制及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス担当役員を置き、適宜コンプライアンス・プログラムを策定して実施する。
  - イ. 既に定めた公益通報者保護規程を遵守する。
6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 業務の適正性と財務報告の信頼性を確保するために内部監査室及び室長を置き、業務プロセスの検証及びグループ全体のリスクの評価を行う。
  - イ. 子会社の諸規程は中央経済社に準拠するものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、専門的能力をもつ補助者を配置する。
8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア. 監査役の補助者の人事評価は、監査役の意見を求めることとする。
  - イ. 監査役の補助者の人事異動は、監査役の同意を得ることとする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役の報告に関する体制
- ア. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
  - イ. 監査役は、取締役に対して各部署のリスク管理体制について報告を求めることができる。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 役職員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査に協力しなければならない。
  - イ. 取締役及び内部監査室長は監査役と適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務を遂行させなくてはならない。

以上